

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

平成 22 年 4 月 22 日付薬食発 0422 第 12 号医薬食品局長通知
最終改正：令和 3 年 6 月 21 日薬生発 0621 第 1 号

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化
する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に
資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業ではそれらにかかる研修プログラムを作成及び公表することで、地域にお
ける薬剤師の生涯研修につなげ、薬剤師の機能強化・専門性向上を図ることを目的とす
る。

2. 事業内容

薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる研
修プログラムを作成し、研修講師の育成を目的とした当該プログラムに基づいた研修
を実施する。また、作成したプログラムについて特定の地域において検討を行い、当該
地域での具体的な取組状況を把握すること等により実用性を確認する。その上で、地
域における研修の実施のための当該プログラムを公表する。

また、研修内容は、「患者のための薬局ビジョン」及び令和元年 12 月に公布された
改正医薬品医療機器等法の内容を踏まえ、かかりつけ機能を強化するための分野又は
高度薬学管理機能に資する薬剤師の機能強化・専門性向上を踏まえた内容とする。

具体的には、

- ① 医療機関と薬局の間で事前の取り決めを結び、医療機関と薬局の薬剤師が連携
して処方内容の照会や処方された薬剤の効果・副作用発現状況の把握を効果的に
行うための取組、
- ② ICT 技術の活用により、患者に対する薬学的管理・指導（薬剤交付後の服薬状
況等の継続的な把握を含む）等の対人業務を充実させ、地域における患者への切
れ目ない薬物療法を提供するための取組、
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止等に資するよう、患者への医薬品やワクチン
の適切な情報提供や、多職種との連携体制構築等の感染症対応を学ぶ取組

に関する内容を含めること。

なお、公表後は地域におけるプログラムに基づく研修等の実施状況を評価し、その

評価結果を踏まえた改善を行う。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、薬剤師の機能強化・専門性向上にかかる研修プログラムを作成するとともに、研修講師の育成を目的とした本プログラムに基づいた研修を実施し、特定の地域において検討を行うなど本プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための本プログラムを公表するものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師生涯教育推進事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施期間

法人採択日 ～ 令和4年3月31日